

「諮問を付議する部会の決定について」の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="383 365 853 399">諮問を付議する部会の決定について</p> <p data-bbox="557 443 1120 743">                     平成27年4月13日                      中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定                      平成30年4月12日                      一部改正                      令和5年4月18日                      一部改正                      令和6年4月16日                      一部改正                 </p> <p data-bbox="138 826 192 858">(略)</p> <p data-bbox="129 903 1120 1050">                     1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第2部会へ付議するものとする。                 </p>	<p data-bbox="1397 365 1868 399">諮問を付議する部会の決定について</p> <p data-bbox="1572 443 2134 667">                     平成27年4月13日                      中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定                      平成30年4月12日                      一部改正                      令和5年4月18日                      一部改正                 </p> <p data-bbox="1160 826 1214 858">(略)</p> <p data-bbox="1151 903 2134 1050">                     1 運営規則第6条第1項の規定による諮問された請求事案を取り扱う部会について、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会又は第2部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第3部会へ付議するものとする。                 </p>